

# 奈良県公報

目次

ページ

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| ○結核指定医療機関の指定               | 告示 |
| ○土地改良区の役員の就退任届             |    |
| ○土地改良事業計画の変更認可             |    |
| ○入会林野整備計画の認可               |    |
| ○道路の位置指定                   |    |
| ○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定     | 公告 |
| ○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定  |    |
| ○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定  |    |
| ○改良普及員資格試験の実施              |    |
| ○基本測量の実施の通知                |    |
| ○基本測量の終了の通知                |    |
| ○建築基準法に基づく容積率等の指定に係る公聴会の開催 |    |
| ○開発行為に関する工事の完了             | 右同 |
| ○個人演説会等を開催できる公営施設の指定       |    |

四 四五五五七七八九

奈良県告示第六十五号  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、本郷土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。  
平成十五年五月二日

一 退任役員の役名、氏名及び住所  
理 事 鍛治本 義治 宇陀郡大宇陀町本郷一九九九一一

二 就任役員の役名、氏名及び住所  
理 事 鍛治本 英俊 宇陀郡大宇陀町本郷五〇八

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第六十六号  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十五年四月二十三日次の表の上欄の者から申請のあつた土地改良事業の施行を認可した。  
平成十五年五月二日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松田内科医院	北葛城郡広陵町大塚五二一一	平成十五年四月九日

告 示

奈良県告示第六十四号  
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十五年五月二日

奈良県知事 柿本善也

申 請 者	事 業 名	奈良県知事 柿本善也
薬水地区土地改良事業共同施行 代表者 米田力ネ子	ほ場整備事業	
薬水地区	地 区 名	

奈良県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十五年四月二十三日<sup>新原町</sup>當土地改良事業（中

志同濟第一集第一項〇規定〇二〇立於一五年四月二二三日林麻畠營二

平成十五年五月一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第六十八号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号）第十一項の規定により、勝原入会林野整備組合代表者辻勝久から申請のあつた勝原入会林野整備計画を、平成十五年四月二十四日認可した。

平成十五年五月一日

奈良県知事 柿本善也

卷之三

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十一条第一項第五号の規定による道

平成十五年五月一日

奈良県知事 株本 善世

指定の場所（平成十五年四月三日現在の地番による。）

二申請者氏名 橋本徳男

#### 四 道路の幅員 四・〇〇メートル

五道路の延長 三三・七五ノト川

卷之三

[REDACTED]

公告

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在	居宅支援の種類	指定年月
株式会社太陽	桜井市三輪一七	株式会社太陽	桜井市三輪一	居宅介護	平成十五年四月五日
有限会社陽だまり	北葛城郡新庄町笛吹五〇一	有限会社陽だまり	北葛城郡新庄町笛吹五〇一	居宅介護	平成十五年四月五日
有限会社かわい	桜井市大福二四	在宅介護サービスターマザー	桜井市大福二	居宅介護	平成十五年四月五日
有限会社八一ト	高市郡高取町兵庫一三〇一一	介護ハート	高市郡高取町兵庫一三〇一	居宅介護	平成十五年四月五日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

社会福祉法		有限会社八 イト		有限会社か わい		株式会社太 陽		事業者名 称		事業者主たる事務所所在地	
五條市島野町七	高市郡高取町兵庫一二九一	桜井市大福二四	北葛城郡新庄町	笛吹五〇一一	だまり	桜井市三輪一七	一一二	事業者名 称	事業所の所在地	事業所の主たる事務所所在地	事業者名 称
嚙鳴学院	介護ハート	ズターマザービスセン	有限会社陽	北葛城郡新庄町	だまり	株式会社太陽	陽	事業所の名 称	事業所の所在地	事業所の主たる事務所所在地	事業者名 称
五條市島野町	高市郡高取町兵庫一三〇一	桜井市大福二一	北葛城郡新庄町	町笛吹五〇一	だまり	桜井市三輪一	七一一二	事業所の名 称	事業所の所在地	事業所の主たる事務所所在地	事業者名 称
短期入所	居宅介護	居宅介護	居宅介護	居宅介護	居宅介護	居宅介護	居宅介護	居宅支援の種類	居宅支援の種類	居宅支援の種類	居宅支援の種類
平成十五	五年五月	年四月十	年四月十	年四月十	年四月十	年四月十	年四月十	指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日

人営鳴学院	四五																																										
		七四五																																									
			年四月十 五日																																								
<p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十五年五月一日から同年九月一日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。</p> <p>平成十五年五月一日</p> <p style="text-align: right;">奈良県知事 柿本善也</p>																																											
<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>名 称 中村屋東生駒店</p> <p>所在地 生駒市壱分町八三の六</p> <p>二 変更しようとする事項</p> <p>大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>小売業者名 <small>(株)中村屋</small></p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">(変更前) 開店時刻</td> <td>午前十時</td> <td>閉店時刻</td> <td>午後八時</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(変更後) 開店時刻</td> <td>変更なし</td> <td>閉店時刻</td> <td>午前零時</td> </tr> <tr> <td colspan="4">来客が駐車場を利用することができる時間帯</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(変更前) 午前九時三十分から午後八時三十分まで</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(変更後) 午前九時三十分から午前零時三十分まで</td> </tr> <tr> <td colspan="4">駐車場の自動車の出入口の数及び位置</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(変更前) 二箇所（敷地北東側）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(変更後) 二箇所（敷地北側）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">平成十五年四月二十二日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">四 縦覧場所</td> </tr> </table>				(変更前) 開店時刻	午前十時	閉店時刻	午後八時	(変更後) 開店時刻	変更なし	閉店時刻	午前零時	来客が駐車場を利用することができる時間帯				(変更前) 午前九時三十分から午後八時三十分まで				(変更後) 午前九時三十分から午前零時三十分まで				駐車場の自動車の出入口の数及び位置				(変更前) 二箇所（敷地北東側）				(変更後) 二箇所（敷地北側）				平成十五年四月二十二日				四 縦覧場所			
(変更前) 開店時刻	午前十時	閉店時刻	午後八時																																								
(変更後) 開店時刻	変更なし	閉店時刻	午前零時																																								
来客が駐車場を利用することができる時間帯																																											
(変更前) 午前九時三十分から午後八時三十分まで																																											
(変更後) 午前九時三十分から午前零時三十分まで																																											
駐車場の自動車の出入口の数及び位置																																											
(変更前) 二箇所（敷地北東側）																																											
(変更後) 二箇所（敷地北側）																																											
平成十五年四月二十二日																																											
四 縦覧場所																																											
<p>五 縦覧期間</p> <p>平成十五年五月一日から同年九月一日まで</p> <p>午前九時から午後五時まで</p> <p>六 縦覧時間</p> <p>奈良県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十一月奈良県条例第六十八号。以下「条例」といいます。）第二条の規定により、平成十五年度改良普及員資格試験を次のとおり実施します。</p> <p>平成十五年五月一日</p> <p style="text-align: right;">奈良県知事 柿本善也</p>																																											
<p>一 試験期間</p> <p>平成十五年七月九日（水）及び同月十日（木）</p> <p>二 試験場所</p> <p>奈良市登大路町六の一 奈良県文化会館</p> <p>三 試験の方法及び項目</p> <p>1 試験は、筆記試験及び口述試験とします。</p> <p>2 筆記試験は、<small>(一)</small> 択一式又は記述式試験とします。  <small>(2)</small> (1) 必須項目は、教育概論及び農業概論とします。  <small>(2)</small> 選択項目として次の表の選択項目から一項目を選択してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">必 須 項 目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">選 択 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">教育概論、農業概論（農業技術概論、農政事情、農業</td> <td style="padding: 5px;">作物、園芸、畜産、土壤肥料、植物病理及び昆虫、農業機械及び施設、植物育種、生命工学、生物化学、食品化学及び食品加工、マーケティング論、農業経済、家庭経済、会計学、労働科学、栄養学、建築及び住居、農村計画、生活</td> </tr> </tbody> </table>				必 須 項 目	選 択 項 目	教育概論、農業概論（農業技術概論、農政事情、農業	作物、園芸、畜産、土壤肥料、植物病理及び昆虫、農業機械及び施設、植物育種、生命工学、生物化学、食品化学及び食品加工、マーケティング論、農業経済、家庭経済、会計学、労働科学、栄養学、建築及び住居、農村計画、生活																																				
必 須 項 目	選 択 項 目																																										
教育概論、農業概論（農業技術概論、農政事情、農業	作物、園芸、畜産、土壤肥料、植物病理及び昆虫、農業機械及び施設、植物育種、生命工学、生物化学、食品化学及び食品加工、マーケティング論、農業経済、家庭経済、会計学、労働科学、栄養学、建築及び住居、農村計画、生活																																										

経営、生活経 営)	福祉、社会学、統計情報及び情報処理
(二) 論文試験	
<p>右の表の選択項目のうちから一項目を選択してください。なお、択一式又は記述式試験で選択した項目と重複して選択できます。</p> <p>口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行います。</p>	
四 受験資格	条例第四条及び第五条に該当する者
五 受験手続	<p>1 提出書類</p> <p>奈良県改良普及員資格試験条例施行規則（昭和二十八年三月奈良県規則第十七号）第五条第一項に規定する書類</p> <p>2 提出手先</p> <p>奈良市登大路町三〇番地 奈良県農林部農業振興課総合振興グループ</p>
六 受付期間	<p>平成十五年五月八日（木）から同月二十一日（木）まで</p> <p>ただし、日曜日及び土曜日は、除きます。</p> <p>（郵送による場合は、平成十五年五月二十一日付けの消印のあるものまで受け付けます。）</p>
七 受験票の交付	<p>受験願書を郵送により提出する場合は、八十円切手をはった返信用封筒を同封の上、封筒の表に「改良普及員資格試験願書在中」と朱書きし、書留郵送としてください。</p> <p>受験願書を受理したときは、受験者に受験票を交付します。</p>
八 受験手数料	<p>一千六百円（奈良県収入証紙一千六百円分を受験願書にはり付けてください。）</p> <p>合格者の発表等</p> <p>合格者の発表は、試験実施後一月以内に行い、奈良県公報に登載するとともに、合</p>
<p>格者には合格を通知し、合格証書を交付します。</p> <p>九 その他</p> <p>この試験についての問い合わせは、奈良県農林部農業振興課において受け付けます。</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。</p> <p>平成十五年五月二日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	
<p>一 測量の目的 基本測量（一等磁気測量）</p> <p>二 測量の地域 吉野郡十津川村</p> <p>三 測量の期間 平成十五年九月十一日から同年十月十七日まで</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。</p> <p>平成十五年五月二日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	
<p>一 測量の目的 基本測量（電子基準点測量）</p> <p>二 測量の地域 吉野郡大塔村</p> <p>三 測量の期間 平成十五年五月七日から平成十六年三月三十一日まで</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了したことについて通知がありました。</p> <p>平成十五年五月二日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	
<p>一 測量の目的 基本測量（電子基準点測量）</p> <p>二 測量の地域 添上郡月ヶ瀬村、宇陀郡御杖村、吉野郡天川村及び川上村</p> <p>三 測量の終了年月日 平成十五年三月三十一日</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了したことについて通知がありました。</p> <p>平成十五年五月二日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	
<p>建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第一号（一）及び別表第三（二）欄の五の項の規定に基づき、知</p>	

事が大和・都市計画区域（奈良市、橿原市及び生駒市の区域を除きます。以下同じ。）及び吉野三町都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さに係る数値を定めるにあたり、公聴会を次のとおり開催します。

事が大和都市計画区域（奈良市、橿原市及び生駒市の区域を除きます。以下同じ。）及び吉野三町都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さに係る数値を定めるにあたり、公聴会を次のとおり開催します。

平成十五年五月一日

平成十五年五月一日

奈良県知事 柿本善也

### 一 公聴会開催の日時及び場所並びに対象地域

日 時	場 所	対 象 地 域
平成十五年六月三日（火）午後一時三十分から	（大和高田会場）奈良県広域地場産業振興センター 大和高田市幸町一 一三三	大和高田市、五條市、御所市、香芝市、北葛城郡新庄町、当麻町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町
平成十五年六月五日（木）午後一時三十分から	（天理会場）天理市民会館 天理市川原城町七 三九番地	大和郡山市、天理市、桜井市、生駒郡平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、磯城郡川西町、三宅町、田原本町、宇陀郡大宇陀町、菟田野町、榛原町、高市郡高取町及び明日香村
平成十五年六月九日（月）午後一時三十分から	（下市会場）下市觀光文化センター 吉野郡下市町下市三〇七一番地	吉野郡吉野町、大淀町及び下市町
区域 計画 都市 三町 吉野	区域 計画 都市 町	容積率 建ぺい率 制限

十分の二十	十分の二十	十分の二十	十分の二十	十分の二十	八	十分の八	十分の八	八	十分の八	十分の三	容積率
十分の七	十分の七	十分の七	十分の七	十分の六	十分の六	十分の五	十分の四	十分の四	十分の四	十分の三	建ぺい率
勾配	勾配一・五	勾配一・二五	二十メートル+ 勾配一・二五	前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限							
三十一メートル	勾配一・二五	二十メートル+ 勾配一・二五	隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限								
約四五、九七〇 ha	約六〇八 ha	約一五七 ha	約一五九 ha	約一八、五九九 ha	約一一 ha	約一、八五五 ha	約一、一五五 ha	約一、一五五 ha	約一、一五五 ha	約三、七三五 ha	指定しようとする区域の面積の制限

四十	一・五	+勾配一・五
----	-----	--------

## 三 指定案に関する図書の閲覧

二にに関する関係図書は、奈良県土木部建築課及び都市計画区域内の市町村（奈良市、橿原市及び生駒市を除きます。以下「関係市町村」といいます。）都市計画担当課において、平成十五年五月十三日（火）から公聴会開催の日の前日まで一般の閲覧に供します。

## 四 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（関係市町村の住民その他の利害関係者に限ります。）は、公述申出書に指定案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、大和高田会場で公述を希望する者にあっては平成十五年五月二十七日（火）までに、天理会場で公述を希望する者にあっては同月二十九日（木）までに、下市会場で公述を希望する者にあっては同年六月一日（月）までに、奈良県土木部建築課（奈良市登大路町三〇番地）に必着するよう提出してください。

## 五 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を通知した者とします。

## 六 公聴会の開催の中止

それぞれの会場において、公述申出書を提出する者がなかった場合には、公聴会の開催を中止します。

## 七 公聴会に関する問い合わせ

奈良県土木部建築課（電話〇七四二一ー一七一七五六八）に問い合わせてください。

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。平成十五年五月二日

一 許可番号

平成十四年十一月二十七日第七〇一七二号

奈良県知事 柿本善也

## 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年四月二十四日第五八三三号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十五年四月二十四日第三七五二号

## 三 開発区域に含まれる地域

香芝市烟三丁目八八七番地ノ一、八八八番地、八八九番地ノ一、八九〇番地、八九一番地ノ一、八九二番地ノ一、八九二番地ノ五、八九三番地、八九四番地ノ一、八九五番地ノ一、八九五番地ノ五、九三四番地、九三五番地、九三七番地、九三八番地及び九四一番地

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市宮原町二丁目一九番四号

株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

## 五 公共施設の種類、位置及び区域

公園 香芝市烟三丁目八九四番地ノ一、八九五番地ノ一及び八九五番地ノ五の各一部

## 六 部

## 一 許可番号

平成十四年十月二十一日第七〇一八四号

## 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年四月二十三日第五八三三号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十五年四月二十三日第三七五一号

## 三 開発区域に含まれる地域

橿原市葛本町四九二番地ノ一の一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町一五三番地ノ二

有限会社 ハウジングシカヤ 代表取締役 木山たづ子

道路 橿原市葛本町四九二番地ノ一の一部  
公園 橿原市葛本町四九二番地ノ一の一部  
下水道 橿原市葛本町四九二番地ノ一の一部

一 許可番号

平成十四年十一月二十七日第七〇一七二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。  
平成十五年五月一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十五年一月二十六日都土第一一四五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年四月十七日都土第三五八号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十五年四月十七日都土第一一〇号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡斑鳩町法隆寺一丁目一一八三番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市向陵東町二丁一三番一八号

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町法隆寺一丁目一一八三番地ノ三の一部  
水路 生駒郡斑鳩町法隆寺一丁目一一八三番地ノ三の一部

**選挙管理委員会告示**

奈良県選挙管理委員会告示第一二二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百六十一条第三項の規定に基づき、次の施  
設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、下北山村選挙管理委員会から報告があ  
つた。

平成十五年五月一日

名 称	所 在 地
奈良県選挙管理委員会 委員長 田中義雄	

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町二〇  
電話 ○七四二一三一一〇一〇代

印 刷

株式会社 春 日

奈良市三条栄町九一八八  
電話 ○七四二一三五一七二二〇代

上桑原公民館

吉野郡下北山村大字上桑原一三四八番地